

江南中生徒心得

服装等について

- (1) 標準服 A ①冬 服：標準型（標準マーク入り）の黒の学生服
②中間服：白色のワイシャツと標準服ズボン
③夏 服：白色の半袖開襟シャツと標準ズボン
（綿シャツ、ボタンドアウンは除く）
- (2) 標準服 B ①冬 服：制服。登下校時にはボックス着用可。
②中間服：長袖の白シャツの制服
③夏 服：半袖の白シャツの制服
（スカート丈は膝が隠れる程度）
- (3) 服 装 ①衣替えの期間は設けない。気温、自分の体調等に合わせて標準服を着てくる。
②儀式出席は、その季節に合った標準服とする。
③夏服、中間服の下は、白、ベージュ、パステルカラー(薄い紫やピンク)等の、白シャツから見えたり透けたりしない色とする。
④冬服の下はセーター・カーディガン(黒・紺)[以降「セーター等」またはスクールベスト(白)とする。セーター等は上着の袖、裾から出ないようにする。スクールベスト姿での活動は可。セーター等の姿で活動は不可。ただし、昼休みや掃除時間は可とする。スクールベストやセーター等で活動する場合は、必ず名札を着用する。
⑤常に清潔な服装を心がける。
⑥冬季の登下校時の手袋やネックウォーマーの使用は可(校舎内不可)。ネックウォーマーの色は黒、白、紺、茶、グレーとする。無地(ワンポイント可)、ボーダー、チェック柄とする。マフラーは不可。
- (4) 靴 下 ①色は白・黒・紺とする。(ワンポイントまで可。ラインは不可)
②女子の冬のストッキングは、黒色か紺色とする。
③ルーズソックス、くるぶしソックスは不可。靴下は必ず伸ばすこと。
- (5) 靴 ①白色のひも靴、布製のジョギングシューズとする。
皮製やハイカット型は不可とする。
②靴のラインは白色のみとする。
③体育館シューズは指定のものを使用する。
④部活動で使用するシューズは部活動でのみ使用する。
- (6) 名 札 ①校内では名札を着用する。(登下校時は着けない。※学級保管)
- (7) 髪 型 ①さっぱりとした、清潔な頭髪を心がける。
②整髪料は使用しない。
③前髪は眉を超えないようにする。
④脱色、染髪、パーマ、カール、極端な長さの変化、そり込み、眉そり、眉抜き等をしない。
⑤肩より長い髪は結ぶ(一つ結び、二つ結び、三つ編み)。結び目は耳のラインより下とする。結ぶゴムは、黒や紺などの目立たない色で、幅広くないものとする。また髪を止める場合はヘアピン(色は黒・紺など目立たない色)を使用する。

- (8) 所持品
- ①学習に関係ない道具・マンガ・雑誌・菓子類、また、必要以上の金銭は持ってこない。
 - ②携帯電話・スマートフォンの校内への持ち込みは一切禁止とする。
 - ③金銭の貸し借り、品物のやりとりや売買はしない。
 - ④通学用カバン、サブバッグは規定のものを使う。
 - ⑤その他の部活動の道具入れは、部長の取り決めで使用する。
 - ⑥カバンや上靴（スリッパ）等にシールを貼ったり、落書きをしたりしない。キーホルダーなどの装飾品をつけない。（お守りは1個まで）
 - ⑦ピアスや化粧などをしない。香水やコロソなどを使用しない。
 - ⑧リップクリームを使用する場合は透明で無香料のものとする。
製汗スプレーの使用は禁止する。日焼け止めクリームについては、保護者の届け出を必要とし、許可を得て使用する。

届出および許可

- (1) 欠席・遅刻・早退・忌引は、電話または『欠席・遅刻届出システム』にて8時20分までに届ける。
- (2) 校具、ガラスの破損については、学級担任に届け弁償する。

登 校

- (1) 8時10分までに正門を通過し、8時15分までに教室に着席する。
- (2) 先生や友達に気持ちのよい挨拶をする。
- (3) 交通規則を守り、事故には十分に注意する。
- (4) 遅刻などないように、時間にゆとりをもって登校する。

朝

- (1) 8時15分には全員教室に入室、着席し、朝自習に取り組む。
- (2) 登校後は、無断で校外に出てはならない。（忘れ物の取り帰りは原則不可）

下 校

- (1) 登下校途中での買い食い、コンビニ、飲食店への立ち入りは禁止する。

校 外 生 活

（下記は熊本市内中学校生活の申し合わせ事項に基づいている）

- (1) 交通道德・規則を守り、自転車の二人乗りや傘さし運転は禁止する。
- (2) 映画・興行物の観覧は推薦されたものに限る。それ以外は、保護者同伴とする。
- (3) ビリヤード、ゲームセンター、ネットカフェ、カラオケボックス、各種（総合）遊戯施設への出入りは保護者同伴とする。ただし、夜11時以降（ゲームセンターは夜10時以降）は保護者同伴であったとしても補導対象となる。
- (4) ボウリング、スケートは、外出時間を厳守すること。
- (5) 外泊は禁止する。（保護者同伴の旅行の場合は可）
- (6) アルバイトは原則として禁止する。（新聞配達は届出をする。）
- (7) 外出時間は日没までとする。
- (8) 江津湖・湧水プール（嘉島等）・河川での遊泳は一切禁止とする。
- (9) 旅行やサイクリング、登山、海水浴に参加の場合は、保護者かこれに準ずる責任者を立てること。また、担任に事前に届けること。
- (10) 携帯電話の利用・所持については、アクセス制限機能（フィルタリング）を設定の上、保護者の責任のもと適切に利用・所持すること。
- (11) 携帯サイトへの遊び半分のアクセスやチェーンメールはしない。特に、書き込み掲示板の作成、または人を傷つける内容の書き込みやトラブルをまねくような書き込みは禁止する。

波線部は、令和4年4月からの変更事項